

過誤納金の受領に関する委任状

大阪自動車税
(事)受付番号

令和 年 月 日

大阪府大阪自動車税事務所長 様

【委任者（納税義務者）】

※太枠内は必ず記載し内容をよくご確認の上、提出してください。

住所又は所在地	(〒 —)		
氏名又は名称	(実印)	電話番号	

注：法人の場合は代表者の役職名及び氏名を併記してください。



次のとおり、過誤納金の受領に関する一切の権限を委任します。ただし、提出後1年を経過しても下記記載の過誤納金が発生しない場合は、本件委任を解除します。なお、過誤納金の受領に関して紛争が生じた場合は、委任者と受任者の間で解決します。

【受任者（過誤納金の受領者）】

住所又は所在地※	(〒 —)	※受任者欄の住所(所在地)及び氏名(名称)は、取引金融機関で過誤納金の受取り手続きを行う口座情報と一致するよう記載してください。	
氏名又は名称※		電話番号	

【過誤納金の内容】

<input checked="" type="checkbox"/>	税目	<input type="checkbox"/> 自動車税種別割 ・ <input type="checkbox"/> 自動車税		
<input type="checkbox"/>	自動車登録番号	大阪・泉・大和泉・なにわ・堺	税金の年度	令和 年度
<input checked="" type="checkbox"/>	過誤納金発生日	<input type="checkbox"/> 重複(超過)納付 ・ <input type="checkbox"/> 廃車(抹消登録) ・ <input type="checkbox"/> その他	過誤納金発生日	令和 年 月 日

注意事項

- ①他の都道府県の様式は使用できません。楷書で明瞭に記載、かつ摩擦熱でも消えることのない筆記具を使用してください。
- ②実印（市町村又は法務局に登録した印鑑をいう。以下同じ。）を押印のうえ、印鑑登録証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）又はその写し（等倍）を添付してください。
- ③字句の訂正が必要なときは、訂正箇所又は捨印欄に、納税義務者若しくは相続人代表者の実印を押印して訂正してください。
- ④納税義務者（委任者）に未納の徴収金があるときは、受任者（過誤納金の受領者）に通知することなく、地方税法第17条の2の規定により当該未納の徴収金に過誤納金を充当します。
- ⑤過誤納金の還付は納税義務者を名宛人として行うため、受任者に対して過誤納金を口座振替で送金することはできません。
- ⑥廃車の場合は抹消登録の日から2週間以内、重複（超過）納付の場合は納付日から7日以内に提出してください。提出が遅れると、納税義務者（委任者）が受領することになります。
- ⑦記入漏れ・記載誤り又は添付書類の不足がある場合は提出書類一式を返却しますので、注意してください。

大阪自動車税事務所・処理欄			
支出の有無	済み	今回分	未
誤記入・書類不備	有り	無し	
減免等の適用	有り	無し	
住所・氏名の変更	有り	無し	
委任者住所	管外	管内	